

平成 28 年度 第 8 回 機械流通委員会議事録

開催日時 平成 29 年 月 23 日 (木) 午後 3 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 回収対象遊技機の撤去状況調査を行った日工組担当責任者との報告会について

東北遊商において調査を行った、第 1 回・第 2 回撤去状況調査及び奥村遊機(株)CR 怪物くんデーモンの剣 H1 高射幸性遊技機の設置状況調査結果報告をする。

内容は 1 月 19 日開催機械流通委員会議事録のとおり。

その他報告事項として、第 104 回中古機流通協議会にて現在大阪で 1 店舗のホールのみが回収対象遊技機を設置し営業しているとの報告がされた。

第 2 号議案 4 団体(日工組・日電協・全商協・回胴遊商)による新流通制度に関する説明会について (2 月 15 日 TV 会議)

2 月 15 日に日工組・日電協から全商協・回胴遊商へ対し、新流通制度に関わる設置・部品交換についての「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」第 20 条第 2 項（製造業者において、受託業者の管理に過失があると認められたときに、日工組及び日電協の内規に従い処分を行うものとする。）について、罰則規定としての「受託業者の処分に関する申し合わせ」を平成 29 年 1 月 1 日付にて施行したことの報告及び詳細の説明があった。（詳細については資料 1 参照）

なお、新流通で処分を受けた際の中古流通に関しての可否については、今後精査して行くと考えられた。

第 3 号議案 全商協機械流通委員会報告 (2 月 22 日 TV 会議)

(1) 中古流通における情報共有について

- ① 某県であるメーカーの遊技機の認定で「諸元表どおりであることが保証できていない」を所轄署より指摘があり、認定を取り下げる事案があった。また、2 月 24 日にその某県の県警が全所轄担当官を集めて、担当官の意識統一を図るとのこと。
- ② 九州地区において、あるメーカーの遊技機認定の際に、諸元表どおりであることを求められているが「目視だけでは確認出来ない」ということで認定を断っているとのこと。
なお、①・②に関する各地区遊商の状況が確認され、慎重な対応が願われた。また、各県で何か情報があれば報告して頂きたい。

(2) 新基準に該当しない回胴式遊技機の取扱いについて

2 月 8 日の中古機流通協議会で、新基準に該当しない回胴式遊技機が、そのホールに設置されている回胴式遊技機全体の 50%を超えている場合は、回胴式遊技機だけでなくぱちんこの入替え申請も留保するということが決定しました。

開始時期や詳細等については、協議会構成団体で検討しているので、文書はまだ出ませんが、ぱちんこの流通にも関係するのでご注意ください。

(3) その他

① 新流通制度に関わる設置確認のあり方について

日工組業務委員会において、新流通制度に関わる納品設置時の確認作業について、警察庁の指導でゲージやその他器具を用いた目視以外の点検確認方法はないかとのこと

を受け、今後日工組のメーカーが個社で地区毎に説明会を行うとの説明があった。

また、3月13日午後1時より日工組業務委員会主催で、各地区理事長及び担当者(3名まで)を対象とする説明会が開催される。出席者について、高橋理事長・永山委員長・大久保委員以上3名とすることが了承された。

各地区遊商は説明会での内容を各組員へ説明を行っていただきたいとのことにより、東北遊商として中古取扱販社代表者及び実務担当者を対象とし説明会を開催することを今後討議する。開催するにあたり青森・盛岡・郡山の会場を仮予約すること。

② 外れた遊技機の部品交換について

日工組業務委員会が警察庁へ部品交換についてのシステムフローを用いてお伺いを立てており、現在返答を待っている状況である。

③ 回収対象遊技機の件について

現在、大阪で1店舗のホールのみが設置し営業しており、所轄及び各団体より撤去に向け動いている。日工組より所管の関西遊商へ協力要請があると思われるので、その際は協力するよう願われた。

④ QRシステムについて

全商協は、各地区遊商のQRシステムについての不都合等の状況を把握し、QRワーキングチームにより全商協一体となって今後取組んでいく。

⑤ 今後導入される(株)サンセイアールアンドディ CR 牙狼について

これから、60kgを越える遊技機が発売されるが、現在のビニール袋では梱包出来ないのではないかとこの事である。今後、討議する。

第4号議案 認定申請用撮影カメラに関する件について

理事会において、カメラ購入についての承認された報告がなされた。

最も安価の見積りが提出されたキヤノンシステムソフト(株)扱いの、キヤノン製 IXY650(他付属品込み)を中古取扱販社45社へ各社2台、合計90台を購入する。

支払い総額は金1,895,400円(税込)となる。納品については3月中であると確約はいただいているが、納期は未確定である。

なお、貸与するにあたり「確認書(誓約書)」を取ることも了承された。

また、現在貸与しているカメラの譲与についても承認をいただき、「物品譲受書」を各販社に記載・押印いただき提出を願うことも了承された報告がされた。

第5号議案 新規取扱主任者講習会開催について

(1) 2月度「新規」取扱主任者講習会への受講希望者は「無し」であった。

(2) 3月度「新規」取扱主任者講習会へ、2月22日現在「4名」申請が上がっている。奇数月であるので、大久保委員の講師により執り行う。

以上